

2667  
6. 6. 26

- 一 ハンダ付ヲ修ク割棄使用ノ場合ハ日給ノ二割増トス
- 一 工場主ハ勤続手当ヲ充テテ通リ制定シ工場主ノ都合ニ依リ解雇中ノ夜シタル場合ニミテ之ヲ適用ス
- 一 一年以上
- 一 (2) 以上一年ヲ増ス毎ニ
- 一 日給ノ二十日分
- 一 五日分
- 一 争議中ノ日給ハ半日分ヲ支給ス
- 一 今回ノ解雇者ニ依リ各自ニ豫告手当ト合シ日給三十五日分ヲ支給ス
- 一 工場主ハ争議田ニ対シ見舞金壹百圓ヲ支給ス

昭和六年六月二十日午後七時三十分

工場主 幸田徳松 (印) (自筆)

従業員代表 狩野喜由 (印) ( )

組合代表 大久保 勇 (印) ( )

立會人 海山西平野警務署署長 青木重臣

昭和六年六月十五日

内務省 警視總監 高橋 貞吉

社会 高橋 貞吉

永田入りヤニ機械株式会社労働争議ニ関

発生六二五解決九二八

使用労働者 八一

争議参加者 八

関係労働組合 徳田 豊

要旨

一 標記會社ニ於テハ職工中東京鐵工組合ニ加入セル五名ヲ職首シ、

一 争議發生ノ經過

一 東京府下西薬師町大字菜鴨九〇八永田入りヤニ機械株式会社

一 發生ノ日 昭和六年六月二十二日

一 争議主 社長 永田 豊

標記會社ニ於テハ職工中東京鐵工組合ニ加入セル五名ヲ職首シ、

一 争議發生ノ經過

一 東京府下西薬師町大字菜鴨九〇八永田入りヤニ機械株式会社

一 發生ノ日 昭和六年六月二十二日

一 争議主 社長 永田 豊